


一般質問通告書

次のとおり、質問したいので通告します。

平成29年5月24日

山北町議会議長 府川 輝夫 殿

受付番号	第 1 号	質問議員	13番	庄野京子	
件名	1. 再び問う就学援助金制度について 2. 国保の広域化について				
要 旨					
<p>1. 就学援助金制度は義務教育の無償とした憲法26条などの関連法に基づいて小、中学校の児童生徒が安心して勉学に励めるよう給食費、修学旅行費などを補助する制度です。要保護は国の生活保護利用で、山北の準要保護は100%町税からです。データが少し古いですが平成25年要保護、準要保護含めて、全国で140万人、およそ6人に1人が利用しています、親の低所得者や失業などの貧困が原因で日本の貧困化率は14.6%から16.1%となり経済開発機構(OECD)34ヶ国でワースト6位です。</p> <p>山北は生活保護基準の1.3倍が準要保護基準とうかがいました。そして最初の支給が9月と、ところが文部科学省は平成29年3月31日、都道府県教育委員会に通達しました。生活保護受給者の小学校入学準備金1人4万6千円、中学生4万7千円に増額して交付要綱には就学予定者も追加して支給を入学前も可能だとしました。今までは入学準備金支給が9月なので中学制服が買えず、山北ではないと思いますが不登校になったケースもあります。</p> <p>○ 入学準備金支給を入学前にして下さい。</p> <p>○ 就学援助準要保護基準を1.5倍にできないものでしょうか。どのように考えますか。</p> <p>2. 国保の都道府県化が平成30年から実施される。</p> <p>厚生労働省は国保運営方針ガイドラインを策定した。新制度が始まると①都道府県が国保事業に必要な費用を市町村に納付金として割当</p>					

てる②市町村が住民に保険料を賦課・徴収し集めた保険料を都道府県に納付する。③都道府県が保険給付に必要な財源を「交付金」として市町村に拠出するとされている。新制度のもとで市町村は納付金の100%完納が義務づけられ、保険料の収納額が予定を下回った場合も納付猶予や減額は認められず新設される財政安定化基金から貸付けを受けるよう指導される。

こうした仕組みが滞納者への差し押さえや保険証の取り上げなど収納対策の強化に市町村を駆り立てる動機となる。さらに新制度では都道府県が市町村に納付金を提示する際、同時に市町村ごとの標準保険料率を公表されます。標準保険料率が高水準となる自治体は給付費の高さが際立つようになり、医療費削減の努力を求められることになる。この都道府県化を町として、どのように認識されていますか。